



議案第二十五号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（組 織）

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第七条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第八条の二の規定に基づき、国民宿舎事業に管理者を置かないこととし、管理者の権限は、町長がこれを行うものとする。

2 法第十四条の規定に基づき、国民宿舎事業の事務を処理させるため、国民宿舎三朝温泉会館を置く。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。